

## 生活介護事業所 「ワークスペース喜福」利用契約 重要事項説明書

本重要事項説明書は、NPO法人喜里が運営する生活介護事業に関する利用契約の締結を希望される方に対して、関係省令に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただくことを説明するものです。

### 1. サービスを提供する事業者

名称	NPO法人喜里（きり）
所在地	滋賀県東近江市五個荘小幡町322-5
電話番号	0748-26-2407
代表者氏名	理事長 藤井美智代
設立年月日	平成26年8月6日

### 2. ご利用施設

事業所の種類	指定生活介護事業所 令和5年5月1日 指定 滋賀県 2510500529号
事業所の名称	ワークスペース喜福
事業所の所在地	滋賀県東近江市五個荘小幡町322-5
電話番号	0748-26-2407
管理者氏名	所長 藤井美智代
営業日	月曜日から金曜日 ただし国民の休日・夏季休暇・年末年始休暇を除く 行事等により土日祝開所する場合あり
受付時間	9時～17時
サービス提供時間	9時30分～15時30分
事業対象地域	東近江市（近隣市町については相談に応じます）
主たる対象者	難病者・慢性疾患患者・障害者
定員	6名
開設月日	令和5年5月1日
運営方針	利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、清潔保持、排泄及び食事の介助、創作活動又は生産活動の機会提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

### 3. 職員体制

当事業所では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、指定生活介護を提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

(主な職員配置)

職種	常勤	非常勤
事業所長（管理者）	1名	
サービス管理責任者	1名	
支援員	1名	2名
看護師		1名

### 4. サービスの内容

#### (1) サービスの種類及び内容

- 生活介護計画の作成
- 清潔保持清拭
- 身体等の介護
- 生産活動（軽作業）
- 創作活動
- 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- 生活相談
- 健康管理
- 訪問支援
- 送迎サービス

#### (2) 工賃の支払い

生産活動により得た収入の範囲において、利用者に工賃を支払う。

#### (3) 地域との連携

地域住民との交流	地域の活動等との連携および協力を行い、地域との交流に努めます。
ボランティア団体との交流	ボランティア希望者を積極的に受け入れます。

### (3) 個別支援計画の作成

①事業者は、効果的かつ適切なサービスを行うため、利用者の意向を把握し、サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ個別支援計画を本契約日に提示します。

②本計画は、定期的（最低年2回）に評価を行い、その内容を利用者に説明し、文書により合意を得ます。

### 5. サービス利用に関する留意事項

サービス提供時に、担当の生活支援員を決定します。担当の生活支援員が交代する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者からの特定の生活支援員を指名することはできませんが、生活支援員についてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等に遠慮なくご相談ください。

### 6. 費用

#### ① サービス利用料

生活介護事業に関する利用料金については、事業者が法律の規定に基づいて、市町から基準額を受領する場合（法廷代理受領）は、ご利用者の自己負担はその1割となります。ただし、市町が定める月額負担上限額の範囲内となります。

#### ② 交通費

公共の交通機関を利用する場合、交通費は実費負担とします。但し市町によっては一部補助が出る場合もあります。個別にご相談ください。

送迎車による送迎については費用はかかりません。

#### ③ お支払方法

上記(1)(2)の料金は1か月ごとに計算し請求しますので、翌月末までに現金にてお支払いください。利用期間が1か月に満たない場合は、利用状況に基づいて計算した金額となります。

### 7. 利用者の個人情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の個人情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際しての必要な複写料などの諸費用は、請求者の負担となります）保管期間は、生活介護サービスを提供した日から5年間です

## 8. 損害賠償保険への加入

当事業所では、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険名：障害総合保険

## 9. 苦情等の受付について

### ①当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料の手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

相談窓口 NPO法人喜里理事長 藤井美智代

受付日時 月曜日から金曜日 9時30分～15時30分

電話及びFAX 0748-26-2407

直接、理事長に伝えにくいことがあれば、以下の窓口まで連絡をしてください。

滋賀県運営適正化委員会（あんしん・なっとく委員会）

電話 077-567-4107（月～金 9：00～17：00 土日祝日除く）

ファックス 077-561-3061 メール c-ansin@mx.biwa.ne.jp

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138（県立長寿社会福祉センター内）

---

指定就労継続支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所：ワークスペース喜福

説明者職名： 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定就労継続支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

本人住所：

氏名：

代理人(必要に応じて)

住所：

氏名： 続柄（ ）